

令和2年6月30日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 川田 高寛
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(令和2年5月分)について

令和2年5月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（令和2年5月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故等については8のとおりです。

1 令和2年5月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和2年度に発生した事務処理誤りが10件、令和元年度が29件、平成30年度が11件、平成29年度が7件、平成28年度が3件、平成27年度以前が43件、合計103件（市区町村において発生した20件、委託業者等が発生させた8件を含む）となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な90件について、一覧で事象をお示ししています。

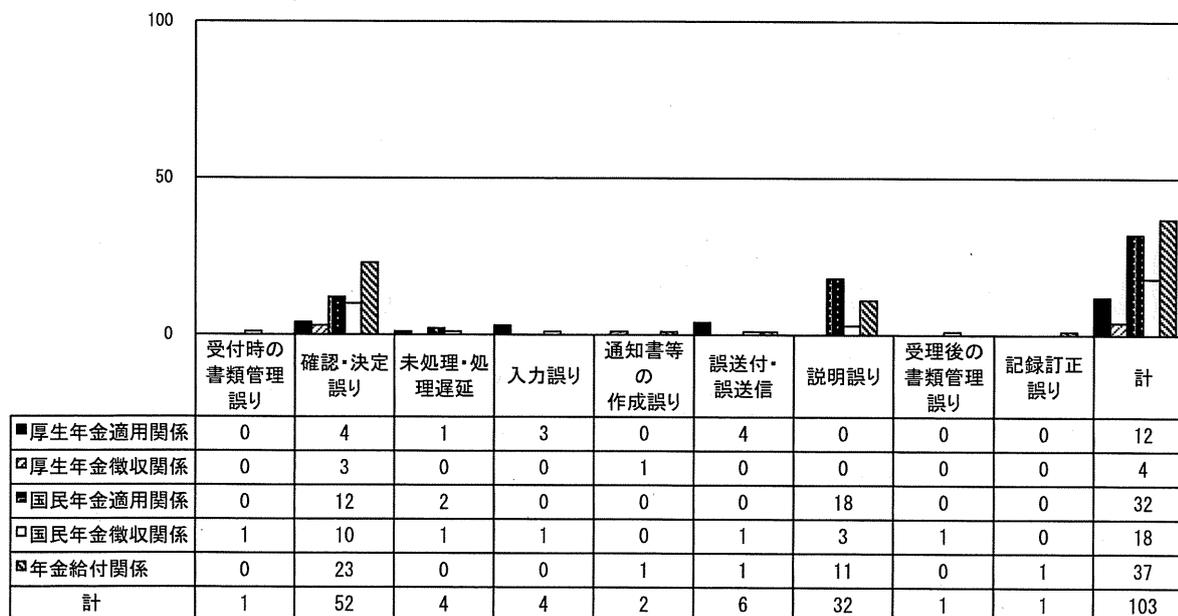
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	合計
件数	30(5)	0	1	0	2(1)	0	1	4	5(3)	3(1)	7(3)	11(5)	29(7)	10(3)	103(28)
割合	29.1%	0.0%	1.0%	0.0%	1.9%	0.0%	1.0%	3.9%	4.9%	2.9%	6.8%	10.7%	28.1%	9.7%	100.0%

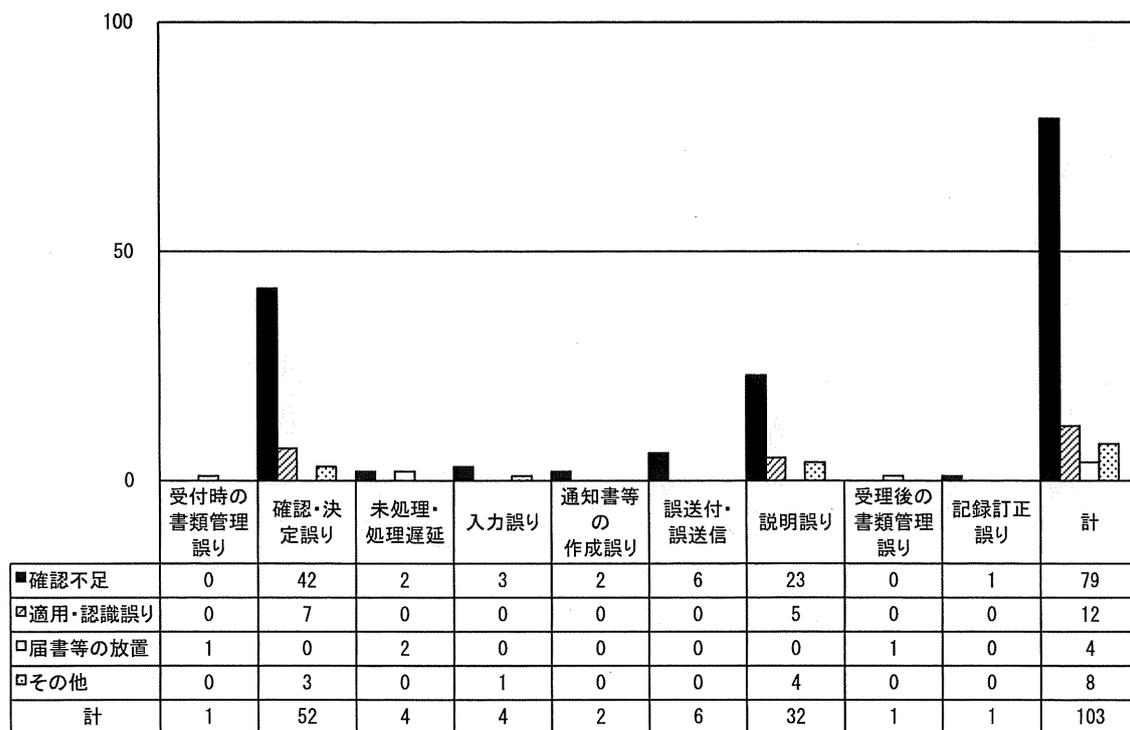
← 社会保険庁時代に発生

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

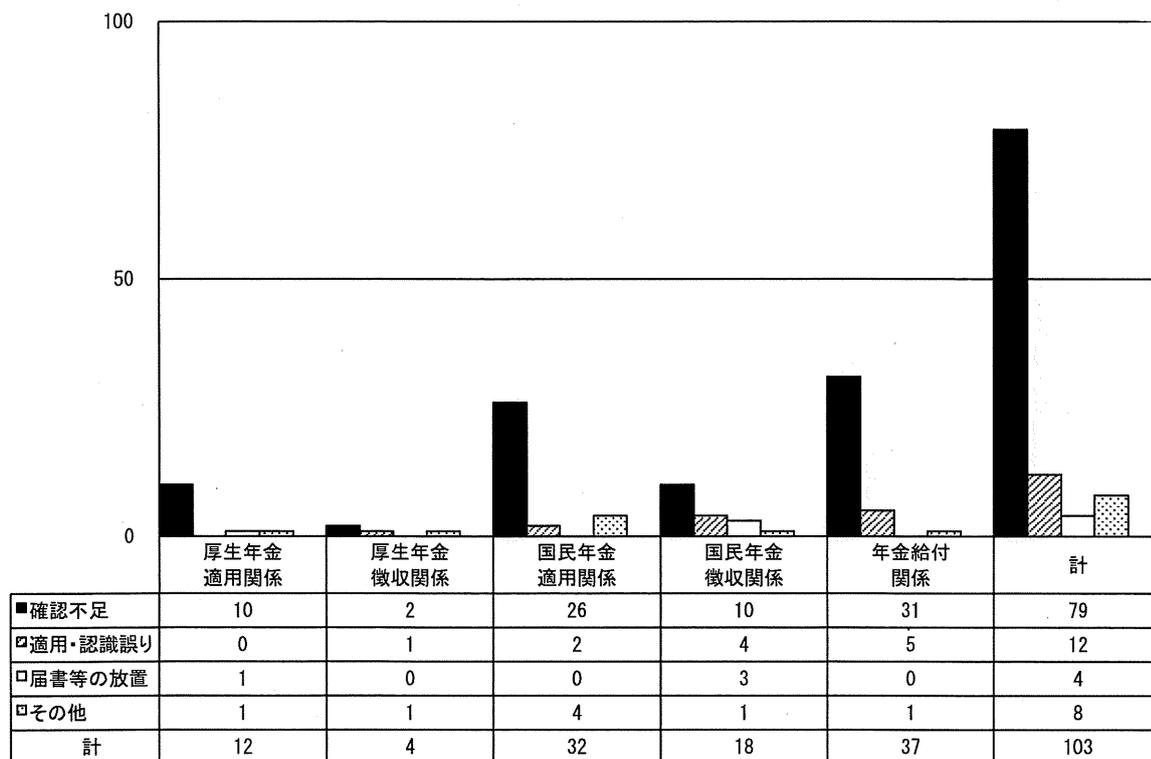
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



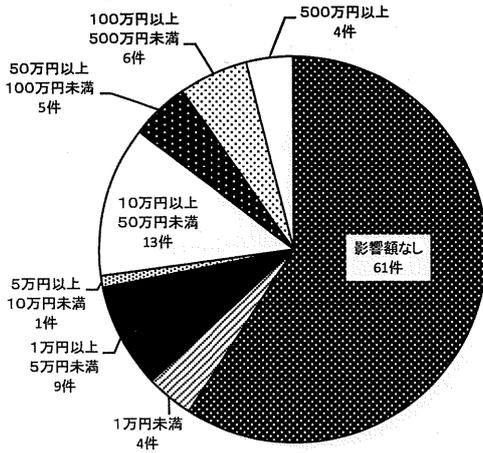
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

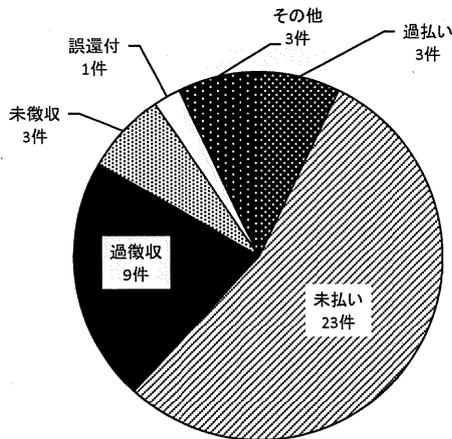


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		6	3	30	10	12	61
1万円未満		0	1	1	1	1	4
1万円以上 5万円未満		0	0	1	5	3	9
5万円以上 10万円未満		0	0	0	0	1	1
10万円以上 50万円未満		3	0	0	2	8	13
50万円以上 100万円未満		1	0	0	0	4	5
100万円以上 500万円未満		2	0	0	0	4	6
500万円以上		0	0	0	0	4	4
計		12	4	32	18	37	103

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	3件	1,051,546	350,515
未払い	23件	40,613,518	1,765,805
過徴収	9件	2,172,476	241,386
未徴収	3件	1,200,884	400,294
誤還付	1件	300	300
その他	3件	10,800,860	3,600,286
計	42件	55,839,584	1,329,513

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと未払い	2件	10,783,803円
過払いと過徴収	1件	17,057円

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	57件	55.3%
外部	46件	44.7%
計	103件	100.0%

8 システム事故等

発生日月	件名	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
2019年10月1日	年金生活者支援給付金の施行時3ヶ月遡及特例等の適用の誤り	273名	その他	1,859,518円

Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対応を実施しております。
 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	令和2年6月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	6件	1,841万円	105,465件	606.9億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	25件	454万円	4,856件	12.3億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	5件	453万円	1,602件	13.0億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	1件	109万円	174件	4,233万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	2件	130万円	104件	1,071万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	0件	0円	9件	4,097万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	0件	0円	431件	7,584万円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	249件	4,028万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	2件	32万円	27件	2,953万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	4件	14万円	1,584件	1.2億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	0件	0円	20件	666万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	0件	0円	16件	1,328万円
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	2件	533万円	2,126件	22.2億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	1件	37万円	68件	309万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	0件	0円	22件	4,438万円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	1件	20万円	12件	362万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	1件	91万円	34件	2,395万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	31件	1.7億円	131件	7.4億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	117件	2,009万円	23,524件	17.2億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	0件	0円	596件	7.0億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	0件	0円	440件	23.3億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	706件	1,099万円	77,879件	15.0億円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当局の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	743件	1.3億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	未払い	1件	187万円	86件	1.4億円
		過払い	0件	0円	121件	136万円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

○日本年金機構の令和2年5月分の事務処理誤り一覧(1～13ページ)

1. 厚生年金適用関係 1P	整理番号 1～10
2. 厚生年金徴収関係 3P	整理番号 11～13
3. 国民年金適用関係 4P	整理番号 14～40
4. 国民年金徴収関係 7P	整理番号 41～55
5. 年金給付関係 9P	整理番号 56～90

○システム事故等一覧(14ページ)

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(15～17ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	長崎	長崎北	2020年 4月2日	2020年 4月13日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の受付処理時に確認を誤り、他の事業所の資格取得届と混合したため、他の事業所の資格取得届として処理がされ、保険証が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した保険証を回収し、訂正処理を行い正しい事業所に送付しました。 ●担当部署において、届書の受付処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
2			東京	東京広域 事務センター	2016年 10月11日	2020年 2月12日	○事業所から問合せがあり、本人記録であることの確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届を処理したため、年金の調整が正しく行われず、年金に未払いと過払いがあることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。未払いの年金についてはお客様に正しい年金が支払われたことを確認し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	429,847
3	算定基礎届の誤り	入力誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2017年 7月19日	2020年 3月17日	○担当部署で確認したところ、委託業者における算定基礎届の報酬月額の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、算定基礎届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	未徴収	1,185,204
4			福岡	福岡広域 事務センター	2019年 7月23日	2019年 12月19日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届の報酬月額の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、算定基礎届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	624,228
5	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2017年 11月14日	2020年 4月3日	○事業所から問合せがあり、70歳到達日で退職した場合には70歳以上被用者該当届の処理は不要であるにもかかわらず、確認不足により誤って処理したため、年金の調整が行われ、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、未払いの年金についてはお客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、70歳以上被用者該当届の処理における確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	448,351
6	70歳以上被用者関係届書の誤り	入力誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2020年 1月10日	2020年 3月27日	○事業所から問合せがあり、70歳以上被用者算定基礎届の報酬月額の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、年金の調整が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、70歳以上被用者算定基礎届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	145,729

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
7	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	川崎	2017年 1月12日	2020年 1月22日	○担当部署で確認したところ、高齢任意加入処理時の被保険者記録の確認不足により、老齢年金の受給要件を満たしていたにもかかわらず、誤って高齢任意加入を決定し、保険料を徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。高齢任意加入の決定を取消し、保険料は還付しました。 ●担当部署において、高齢任意加入処理時の被保険者記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,189,500
8	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	福島	東北福島	2020年 4月13日	2020年 4月22日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の書類が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した書類を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
9			大阪	堀江	2020年 4月15日	2020年 4月15日		2事業所	なし	0
10	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	大分	大分	2019年 8月頃	2020年 4月15日	○担当部署で確認したところ、算定基礎届について、進捗確認が不足し、処理が遅れたことにより、標準報酬決定通知書を送付していないことが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明しました。処理を行い、標準報酬決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、届書等の進捗状況の管理を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
11	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	東京	千代田	2020年 4月20日	2020年 5月7日	○担当部署で確認したところ、高齢任意加入者の保険料の調査決定において事業主の同意の有無の確認不足により、不同意の方に誤って子ども子育て拠出金を決定したため、子ども子育て拠出金が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、高齢任意加入者の保険料の調査決定における事業主の同意の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	748
12			香川	高松西	2020年 4月14日	2020年 5月7日	○事業所から問合せがあり、口座振替を緊急停止すべき保険料について確認が不足し、緊急停止の処理を行わなかったため、口座振替がされていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、口座振替を緊急停止すべき保険料についての確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
13	厚生年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	群馬	高崎	2019年 8月5日	2019年 8月6日	○事業所から問合せがあり、来所通知書を作成する際に内容確認が不足したため、滞納保険料額の記載を誤って送付していることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、正しい滞納保険料額を記載した来所通知書を送付しました。 ●担当部署において、通知書の内容確認を徹底するよう周知しました。	11事業所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額	
14	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	佐賀	佐賀	2018年 4月16日	2018年 5月8日	○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得届の処理時に前納希望の確認が不足し、誤ったスケジュールで処理を行ったため、納付期限までに納付書が届かず、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得届を処理する際の前納希望の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
15		説明誤り	大阪	天満	2018年 11月16日	2019年 11月6日	○お客様から問合せがあり、年金事務所へ来所した際、国民年金加入の案内が漏れたため、本人が希望する月からの前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0	
16	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	堺東	1997年 6月4日	2020年 3月2日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
17			愛媛	松山東	2018年 2月8日	2020年 4月21日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
18			千葉	佐原	2014年 11月13日	2019年 5月23日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料の過徴収及び年金の過払いが発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	17,057	
19			説明誤り	京都	舞鶴	2007年 8月10日	2019年 11月11日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
20				栃木	宇都宮西	2006年 6月23日	2020年 2月12日		1名	なし	0
21	大阪	吹田		2000年 9月14日	2019年 10月8日	1名	なし		0		
22	北海道	札幌東		2015年 12月5日	2019年 12月27日	1名	なし		0		
23			栃木	宇都宮西	2016年 8月23日	2020年 2月12日	○市区町村から連絡があり、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
24	国民年金任意加入申出書の誤り	説明誤り	宮城	古川	2017年 8月23日	2019年 7月4日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
25			大分	佐伯	2011年 12月頃	2019年 11月13日		1名	なし	0
26			宮城	古川	2017年 5月25日	2019年 9月27日		1名	なし	0
27			沖縄	那覇	2009年 3月頃	2019年 8月5日		3名	なし	0
28			大阪	八尾	2019年 12月24日	2020年 1月30日		1名	なし	0
29			沖縄	那覇	2018年 9月頃	2019年 9月3日		1名	なし	0
30			岡山	岡山西	2018年 11月頃	2019年 7月12日		1名	なし	0
31	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	奈良	奈良	2005年 11月29日	2019年 9月27日	○担当部署で確認したところ、海外転出の際に国民年金任意加入の案内がなく、強制加入期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう周知しました。	2名	なし	0
32			東京	大田	2018年 5月20日	2020年 2月21日		1名	なし	0
33	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	高知	高知東	1985年 9月12日	2020年 2月12日	○担当部署で確認したところ、年金記録の訂正処理を行う際の確認が不足し、誤った資格喪失日で訂正処理を行ったため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な処理を行うよう周知しました。	1名	誤還付	300
34			新潟	六日町	1981年 2月6日	2020年 3月12日		1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
35	国民年金種別変更届の誤り	説明誤り	佐賀	佐賀	2015年 6月頃	2017年 8月2日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、国民年金第3号被保険者に該当しなくなった際の勧奨が漏れ、第1号被保険者への種別変更がされていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
36	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2018年 8月27日	2020年 3月18日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認が不足し、処理が必要であるにもかかわらず、処理不要としていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
37			宮城	仙台広域 事務センター	2017年 10月2日	2020年 4月3日	○機構本部から連絡があり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認が不足し、別人の基礎年金番号により処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
38	国民年金適用関係の誤り	確認・決定誤り	山形	鶴岡	1982年 8月2日	2020年 3月23日	○担当部署で確認したところ、年金手帳を作成する際の確認が不足し、誤った年金番号を記載した年金手帳を作成し、交付していたことが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金手帳作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
39	国民年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	山梨	甲府	2018年 9月頃	2019年 11月20日	○お客様から問合せがあり、書類の進捗管理が不足し、国民年金特定事由等該当申出不承認通知書をお客様宛に送付していないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、国民年金特定事由等該当申出不承認通知書を送付しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
40			岡山	津山	2019年 10月1日	2020年 4月17日	○担当部署で確認したところ、担当部署において書類の進捗管理が不足し、国民年金第3号被保険者関係届の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、経過管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	11名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
41	国民年金付加保険料納付書の誤り	説明誤り	沖縄	那覇	2019年7月31日	2019年7月31日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、資格取得届受付時に付加保険料の納付希望の意思確認が不足し、国民年金付加保険料納付申出書の提出の案内が漏れたため、付加保険料の納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●市区町村に対して、資格取得届受付時における付加保険料の納付の意思確認を徹底し、必要な案内をするよう依頼しました。	1名	未徴収	400
42	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2019年10月29日	2020年1月24日	○年金事務所から連絡があり、年金受給権の有無の確認不足により、本来追納できないにもかかわらず追納の納付書を作成し、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	26,620
43	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	説明誤り	茨城	日立	2020年2月5日	2020年3月23日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付する際の説明を誤ったため、希望しない期間で免除が承認されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対して、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
44	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	佐賀	佐賀	1989年12月22日	2018年1月9日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
45			大阪	玉出	2001年12月頃	2017年11月9日	○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認が不足し、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
46	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2019年12月2日	2020年3月3日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書について、口座名義人のフリガナの補記を誤り、処理をしたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書のフリガナの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
47	国民年金保険料クレジット納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域事務センター	2020年4月6日	2020年4月24日	○お客様から問合せがあり、クレジットカード納付申出書を処理する際確認が不足し、処理手順を誤ったため、クレジットカードによる納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、クレジットカード納付申出書の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
48	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	新潟	新発田	2019年5月27日	2019年7月9日	○お客様から問合せがあり、納付書作成時の納付記録の確認が不足し、納付済みの期間の納付書を交付していたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	16,410
49	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	福井	福井	1994年7月5日	2019年5月28日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、保険料の重複納付があったにもかかわらず、還付されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	122,100

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
50	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	栃木	宇都宮西	2020年 3月25日	2020年 3月30日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の差押の際の確認が不足し、差押できない財産を差押していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、差押を解除しました。 ●担当部署において、差押の際の確認を徹底するように周知しました。	1名	過徴収	154,620
51			福井	福井	2019年 6月18日	2019年 6月18日	○担当部署で確認したところ、延滞金を領収する際の確認が不足し、すでに延滞金を納付されている方に対し、誤って再度、延滞金を領収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の延滞金について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、保険料領収時の延滞金の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	22,050
52	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	香川	高松広域 事務センター	2020年 3月10日	2020年 3月16日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、返戻文書を発送する際に、他のお客様の返戻文書が混在していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した返戻文書を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
53	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	東京	東京広域 事務センター	2020年 2月26日	2020年 4月1日	○担当部署で確認したところ、書類の管理が不足し、国民年金保険料クレジット納付申出書が他の書類と混在していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
54		未処理・処理遅延	佐賀	佐賀	2015年 7月23日	2018年 7月24日	○市区町村から連絡があり、市区町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の進捗漏れが判明しました。 ●市区町村担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●市区町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
55		受理後の書類管理誤り	東京	東京広域 事務センター	2019年 8月29日	2019年 12月17日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、市区町村における書類の管理不足から、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度申請書を提出していただきました。 ●市区町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
56	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2019年8月15日	2019年11月13日	○お客様から問合せがあり、通算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って通算老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	659,391
57			島根	浜田	1985年11月2日	2019年8月26日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って通算老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	13,983
58			岩手	一関	1989年2月2日	2016年6月6日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、旧船員保険法の老齢年金について受給権発生年月日及び厚生年金被保険者期間の一部の登録を誤り決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,378,679
59			大分	別府	2014年7月15日	2019年11月19日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、受給権発生年月日を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
60			大分	別府	1992年3月26日	2019年11月19日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、受給権発生年月日を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
61			説明誤り	栃木	宇都宮東	2020年1月30日	2020年4月3日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足から、通算老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って通算老齢年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし
62	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	新潟	六日町	1994年3月29日	2019年11月11日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	53,666
63			青森	むつ	2011年4月12日	2019年11月22日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金請求書処理時の確認不足から、特別支給の老齢厚生年金、老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定すべきところ、特別支給の老齢厚生年金のみ決定したことから、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の登録内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	48,168

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
64	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川	相模原	1982年 10月28日	2019年 11月8日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、厚生年金保険の第四種被保険者期間について本来より低い標準報酬月額で老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	128,145
65	老齢年金の繰上げの誤り	説明誤り	千葉	幕張	2018年 10月1日	2019年 6月28日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、委託社会保険労務士が長期特例に該当する方に対し、特別支給の老齢厚生年金の定額部分が支給されることを説明せず、老齢基礎年金の繰上げ請求書を受付したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	14,663
66	老齢年金の繰下げの誤り	説明誤り	滋賀	草津	2019年 2月14日	2020年 2月27日	○お客様から問合せがあり、老齢基礎年金を繰下げ請求し老齢厚生年金については65歳からの支給を希望している方に対し、委託社会保険労務士が請求書の記載方法の説明を誤り受付したことから、65歳支給の老齢基礎年金・老齢厚生年金が決定され、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	845,041
67			大分	佐伯	2020年 1月6日	2020年 2月18日	○お客様から問合せがあり、市区町村が老齢年金の繰下げ請求を希望している方に対し、繰下げ請求書の提出を案内すべきところ案内せず65歳から支給の老齢年金請求書を受付したため、65歳支給の年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の初回支払い前であったため、年金の過払いはありませんでした。 ●市区町村に対し、繰下げ請求に必要な届書について再確認するよう依頼しました。	1名	なし	0
68	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	京都	京都南	2013年 7月4日	2019年 8月9日	○老齢年金請求時の記録確認により、受給要件の確認不足から、18歳未満の子がいるため遺族基礎年金及び遺族厚生年金を決定すべきところ、遺族厚生年金のみ決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族基礎年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金決定時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	754,449
69			島根	浜田	2010年 3月31日	2019年 10月3日	○老齢年金請求時の記録確認により、子が18歳到達年度の末日に達したことから遺族基礎年金が失権したため、遺族共済年金の寡婦加算について遺族基礎年金受給を理由とした支給停止を解除する処理を行うべきところ、その処理を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、寡婦加算の支給要件について再確認しました。	1名	未払い	5,574,139
70		説明誤り	京都	京都南	1997年 2月頃	2019年 9月9日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に合算対象期間の確認が不足したことから、遺族年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	259,550

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
71	遺族年金の受給要件等の誤り	説明誤り	宮城	仙台南	2004年 2月25日	2019年 11月18日	○お客様から問合せがあり、遺族厚生年金が請求可能にもかかわらず、受給要件を満たしていないと判断し遺族厚生年金の請求ができないと誤って説明したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	15,363,626
72	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	大阪	玉出	1973年 11月頃	2019年 1月10日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、障害年金決定時に一部の被保険者期間の登録を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	106,096
73			大阪	守口	1987年 10月27日	2019年 7月25日	○老齢年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、妻について本来任意加入期間のため免除期間とはならない期間を免除期間と扱ったことから、納付要件を満たしていないにもかかわらず障害基礎年金を誤って決定したこと及び本来受給権がなかった妻の障害基礎年金受給を理由として夫の加給年金を支給停止としたことから、年金がそれぞれ過払い及び未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認し、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	10,353,956
74			本部	障害 年金センター	2018年 12月20日	2020年 3月9日	○担当部署において確認したところ、障害年金の審査時の確認不足から、診断書の記載内容とは異なる障害状態を示す診断書コードを登録し障害年金を決定したため、誤った決定に基づいた年金証書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金証書を送付しました。 ●担当部署において、審査時や入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
75			本部	中央 年金センター	2002年 7月19日	2020年 2月4日	○担当部署において確認したところ、障害年金決定時の確認不足から、誤って支払いを保留する登録を行ったままとなっていたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,541,379
76			福岡	南福岡	2019年 11月12日	2019年 12月2日	○機構本部から連絡があり、障害年金の額改定請求ができない方に対し、額改定請求ができると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の額改定請求について再確認しました。	1名	なし	0
77	再裁定の誤り	確認・決定誤り	大阪	貝塚	2009年 1月18日	2019年 10月29日	○機構本部から連絡があり、記録訂正に伴い再裁定を行った際に、年金記録の確認不足から、国民年金被保険者記録の一部を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	204,292

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
78	年金選択の誤り	確認・決定誤り	大分	佐伯	2002年 10月9日	2019年 7月26日	○担当部署において確認したところ、年金選択処理時の確認不足から、障害基礎年金から老齢基礎年金へ年金選択の変更を行う際に同時に振替加算の支給停止解除を行うべきところ、振替加算の支給停止解除を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,683,357
79	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	静岡	浜松東	1960年 4月18日	2019年 8月5日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、脱退手当金決定時に厚生年金被保険者期間の月数の登録を誤ったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,330
80	標準報酬改定請求の誤り	説明誤り	埼玉	越谷	2019年 11月7日	2020年 2月12日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、標準報酬改定請求書を受付すべきところ、誤って情報提供請求書を受付したため、標準報酬改定が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。標準報酬改定請求書を受付し処理を行いました。 ●担当部署において、届書受付時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
81	配偶者情報の登録誤り	確認・決定誤り	広島	広島西	2003年 12月18日	2019年 11月11日	○担当部署において確認したところ、老齢年金請求書審査時の確認不足から、配偶者との生計維持関係があるにもかかわらず、誤って生計維持関係がないと登録したため、振替加算の加算が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書審査時の配偶者との生計維持関係の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,513,428
82	在職支給停止の誤り	確認・決定誤り	千葉	佐原	2014年 4月1日	2019年 7月25日	○遺族年金請求時の記録確認により、70歳以上被用者不該当届の処理が行われたにもかかわらず、作業内容の確認不足から機構本部において必要となる補正処理等が行われなかったため、老齢年金の在職支給停止の解除が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、在職支給停止を正しく行うための事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	646,787
83	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	大分	別府	1997年 9月22日	2019年 10月30日	○他の年金事務所から連絡があり、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録を統合処理した上で老齢年金を決定していたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	152,839

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
84	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎	2020年 3月6日	2020年 4月15日	○お客様から問合せがあり、お亡くなりになった方の基本情報の確認不足から、死亡に伴う年金の支払保留処理を行う際、誤って他のお客様の年金の支払保留の処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には対象者の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	433,061
85			北海道	帯広	2020年 2月18日	2020年 4月16日	○他の年金事務所から連絡があり、お亡くなりになった方の基本情報の確認不足から、死亡に伴う年金の支払保留処理を行う際、誤って他のお客様の年金の支払保留の処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には対象者の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	343,552
86	年金の支払額や支払時期等の誤り	説明誤り	本部	相談・サービス推進部	2019年 12月14日	2020年 5月12日	○担当部署において確認したところ、コールセンターにおいて、老齢年金から源泉徴収される税金の扱いについて誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●コールセンターの委託業者に対し、年金からの源泉徴収制度について再確認を行うよう指示しました。	1名	なし	0
87	振替加算の誤り	説明誤り	山形	米沢	2014年 9月5日	2019年 9月25日	○お客様から問合せがあり、振替加算の要件の確認不足から、振替加算の加算対象とならないにもかかわらず、加算されると誤って説明し老齢基礎年金額加算開始事由該当届の提出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時には振替加算の加算要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
88	年金見込額の誤り	説明誤り	千葉	千葉	2019年 12月24日	2020年 5月13日	○年金相談時の記録確認により、年金見込額試算時の確認不足から、年金相談センターにおいて誤った年金額が記載された年金見込額回答票をお渡しし説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●年金相談センターにおいて、年金見込額試算時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
89	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台東	2020年 3月2日	2020年 4月14日	○金融機関より連絡があり、届書審査時の確認不足から、年金受給権者受取機関変更届に受給権者本人ではなく子の名義の口座が記載されていたため、お客様に届書をお返しすべきところ、そのまま処理を行ったため、年金が振込不能となり未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。振込可能な口座を届出いただき、訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金受給権者受取機関変更届審査時には振込口座の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	300,366
90	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	東京	武蔵野	2020年 4月22日	2020年 4月23日	○お客様から問合せがあり、交付時の確認不足から、年金相談センターにおいて他のお客様の氏名等を記載した請求書の受付控えを誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受付控えを回収し、正しい受付控えを交付しました。 ●年金相談センターにおいて、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

システム事故等一覧

項番	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	年金生活者支援給付金の 施行時3ヶ月遡及特例等の 適用の誤り	2019年10月1日	2020年3月6日	<p>○年金生活者支援給付金については、施行日(令和元年10月1日)時点で支給要件を満たしている受給権者が令和元年中に請求を行った場合には、令和元年10月分から給付金を支給する施行時3ヶ月遡及特例が設けられていますが、システム事故により、遡及可能期間の最終日である1月6日に受理したケースについて適切に遡及が行われなかったとともに、施行日から令和元年末までに新たに支給要件に該当することになったケースについて誤って遡及が行われてしまったため、年金生活者支援給付金の未払い又は過払いが生じていることが判明しました。</p> <p>○また、旧法共済年金の受給権者であり、年金が全額支給停止となっている場合には、年金生活者支援給付金の認定を行わないこととしていますが、システム事故により、誤って認定が行われてしまったため、年金生活者支援給付金の過払いが生じていることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様に対し、お詫びの文書及び正しい給付金額を記載した通知書を送付し、未払いとなった給付金についてお支払いをし、過払いとなった給付金については返納の処理を行います。</p> <p>●年金生活者支援給付金の遡及特例処理等の仕様について、システム改修を実施します。</p> <p>●今後はシステム開発における仕様の決定に際し、特例的な業務処理を含めた確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。</p>	273名	その他	1,859,518円

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・機構と共済組合との間の情報連携不足 ・システム処理に起因するもの ・機構における事務処理誤り ・お客様からの届出漏れ ※平成29年9月公表済みのものと同種の事案
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) ○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) ○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 ○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 ○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 ○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 ○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 ○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。 ○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。 ○この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。 ○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。 ○旧公共企業体(JT、JR、NTT)「(三共済)」についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。 ○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。 ○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。 ○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができているにもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。 ○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。 ○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。 ○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。 ○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。 ○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。 ○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的に行っている。 ○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。 ○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。 ○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。 ○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。 ○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。

項番	事象	概要
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</p> <p>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	<p>○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。</p> <p>○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。</p>
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いが生じていた。</p>
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	<p>○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。</p> <p>○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。</p> <p>○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。</p>
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	<p>○既に解散している旧農林共済の受給者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。</p> <p>○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。</p>
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	<p>○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。</p> <p>○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。</p> <p>○項番4にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。</p>

※夫と妻が逆の場合も同様です。